



串鳥グループと札幌市によるさっぽろ食の安全・安心推進協定

協 定 書

(第 150010 号)

串鳥グループ と 札幌市は、「安全・安心な食のまち・さっぽろ」の創造を目指し、食の安全確保と消費者への信頼の向上に向け、以下のとおり連携・協働して取り組みます。

串鳥グループは、これまで進めてきた食の安全確保と消費者への信頼の向上に係る各種取組のうち、次の基本項目に係る取組みについて、より一層積極的かつ自主的に取り組みます。

◆ 基 本 項 目 ◆

- 1 施設等の衛生管理
- 2 商品の品質管理
- 3 従業者等の衛生管理
- 4 問題発生時の危機管理
- 5 1~4以外の食の安全・安心に関する事項

札幌市は、本協定について消費者及び事業者の理解と協力を得ることができるよう、広報などの支援を積極的に行います。

平成 28 年 6 月 24 日
(当初締結日:平成 27 年 7 月 1 日)

札幌開発株式会社
代表取締役

木村 秀範

札幌市
市 長

秋元 克広

わが社のマイルール

基本項目に関し、詳細な取組を自ら定め、実行します。

- 調理器具の洗浄・消毒は方法、回数を定めて適切に実施し、管理の徹底に努めています。
- 冷蔵庫、冷凍庫の温度管理は営業前、営業終了後の2回、計測しその結果をすべて記録しています。また、食材の消費期限、鮮度の確認を毎日行い、お客様に安心安全な商品の提供を心がけています。
- 月に一回、店内及び厨房内の衛生点検を社内衛生管理者が行い、改善箇所がある場合は速やかに改善し、衛生管理の徹底を行っています。